

「広告等に関する指針」改定案に係る意見及び対応案について（投資信託：語句の修正等）

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案
Ⅳ. 投資信託及び外国投資信託				
1. 販売用資料の作成に当たっての留意事項				
1	46 ページ (1) 必要表示事項	当該「Ⅴ. 投資信託及び外国投資信託」→「Ⅳ」	誤記載と思う。	○修正する。 ・意見のとおり修正する。
2	46 ページ (1) 必要表示事項 4 行目	また、私募の投資信託については、当該「Ⅴ. 投資信託及び外国投資信託」の内容を参考にして、各社において対応するものとする。	「Ⅴ. 投資信託及び外国投資信託」は「Ⅳ. 投資信託及び外国投資信託」	同上。
3	46 ページ (1) 必要表示事項	このページの「1. 販売用資料の作成に当たっての留意事項/(1) 必要表示事項」の本文の 2 段落の「……当該「Ⅴ. 投資信託及び外国投資信託」……」は、「Ⅳ. 投資信託及び外国投資信託」と修正すべきではないか。	題名と文面にズレが生じており、誤記載ではないかと考えられるため。	同上。
4	46 ページ (1) 必要表示事項 ① 当該記載事項…のほか	・ 信託報酬 → ・ 運用管理費用（信託報酬） ・ その他費用（監査費等） → ・ その他の費用・手数料	投信協会の交付目論見書の作成に関する規則、細則にあわせて、「信託報酬」については「運用管理費用（信託報酬）」に、「その他費用（監査費等）」は「その他の費用・手数料」と合わせたほうがよいのではないか。記載上の留意事項も同じに	○修正する。 ・意見のとおり修正する。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案
			し、記載方法を共通化した方が、投資家にとって分かりやすくなるため。	
5	46 ページ (1)必要表示事項 ③当該有価証券の銘柄	「③ 当該有価証券の銘柄」 ↓ 「③ 当該投資信託等の名称」	直前②に「当該投資信託」との記載があり、また、この後(3)⑨に「投資信託等の名称等の表示」とあるので、これらとの平仄をとる。	○修正する。 ・意見のとおり修正する。
6	46 ページ (2)表示することが望ましい事項 ②申込みに関する事項	「取扱い投資信託一覧などで、個別商品の詳細説明が無いもの(投資判断ができるまでには至らないもの)におけるリスク文言は、「ご案内の商品は、価格の変動等により損失が生じるおそれがあります。」などが考えられる。」にある「取扱い投資信託一覧などで」は、 ＜広告規制等について 第4版＞の表現 「複数商品名を記載した取り扱い投資信託一覧などで」にして頂きたい。	商品名を記載した程度のものであることを分かりやすくする為。	○修正する。 ・意見のとおり修正する。
7	47 ページ (3)具体的な留意事項 ①「目論見書を 提供する場所」	目論見書を提供する場所 ⇒目論見書の入手方法・入手場所	1.(1)④と合わせるため。	○修正する。 ・指摘箇所を「「目論見書の入手方法・入手場所」の表示」と修正する。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案
	を表示する場合			
8	47 ページ (3) 具体的な留意事項 ①「目論見書を 提供する場所」 を表示する場合	「目論見書を提供する場所」を表示する場合 →「目論見書の入手場所」の表示方法	必要記載事項の書き振りを変更したの と一致させるべき、かつ、記載 しない選択肢がないのに、「表示す る場合」と書くのは、誤解を与える。	同上。
9	47 ページ (3) 具体的な留意事項 ①「目論見書を 提供する場所」 を表示する場合	「目論見書を提供する場所」を表示する場 合」とあるが、 「目論見書の入手方法・入手場所」を表示 する場合」としてはどうか？	47 ページ 1. (1) ④と平仄をとる為。	同上。
10	49 ページ (3) 具体的な留意事項 ⑩店頭デリバ ティブ取引に 類する複雑な	※当該説明資料を用いて勧誘を行う場合は、 顧客に投資勧誘規則第 6 条の 2 で規定する 注意喚起文書が既に交付されていることを 確認する必要がある。 の記載を削除する	45 ページ (10) 仕組債 ⑤への 7 月 11 日（送 信分）修正案と平仄を合わせるた め。	○修正する。 ・当該部分は削除する。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案
	投資信託の表示			
11	49 ページ (3) 具体的な留意事項 ⑩店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の表示	「※当該説明資料を用いて勧誘を行う場合は、顧客に投資勧誘規則第6条の2で規定する注意喚起文書が既に交付されていることを確認する必要がある。」と記載があるが、既に交付されていることを勧誘時に確認する必要があるのか。	投資勧誘規則第6条の2では、「契約を締結しようとするときは、あらかじめ」との定めであり、契約締結前までに交付義務があるものであり、資料を用いて勧誘を行う場合に、勧誘前に交付を義務付けることまでにはなっていないのではないかと。	同上
12	49 ページ (3) 具体的な留意事項 ⑩店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の表示	「・商品名に「元本確保型」の…」 →「・投資信託等の名称に…」	前⑨に「投資信託等の名称等の表示」との平仄をとる。	○修正する。 ・意見のとおり修正する。
V. ETF（上場投資信託）及び上場不動産投資証券				
1. 総論				
13	51 ページ	「V. 投資信託及び外国投資信託」→「IV」（2箇所） 「VI. ETF（上場投資信託）及び上場不動産	誤記載と思う。	○修正する。 ・意見のとおり修正する。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案
		投資証券」 →「V」		
2. ETF（上場投資信託）の表示項目				
14	51 ページ (1)必要表示事項 ④商品現物型 …表示する。	商品現物型 ETF」である場合はその旨、 ↓ 「商品現物型 ETF」である場合はその旨、	「 」 記載もれ	○修正する。 ・商品現物型 ETF とする（かぎ括弧をとる。）
15	52 ページ (2)表示することが望ましい事項 ①上場有価証券市場(外国市場である場合を含む)	上場有価証券市場→上場金融商品市場	どちらも法令用語ではないが、金商法により近い用語を使用したらどうか。	○修正する。 ・「上場している金融商品取引所又は外国金融商品取引所」とする。
16	52 ページ (2)表示することが望ましい事項 ①上場有価証券市場(外国市場である場合	上場有価証券市場（外国市場である場合を含む）	上場金融商品市場（外国市場である場合を含む）のほうが良いかと考えます。	同上。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案
	を含む)			
3. 上場不動産投資証券の表示項目				
17	52 ページ (2)表示するこ とが望ましい 事項 ①上場有価証 券市場	上場有価証券市場→上場金融商品市場	どちらも法令用語ではないが、金商 法により近い用語を使用したらど うか。	同上。

以 上